

居住支援法人(一般社団法人家財整理相談窓口) 令和7年度事業計画一覧

組織、人員及び運営に関する事項 (住宅セーフティネット法 第59条第1号) R7.10.1施行	支援業務概要・実施方法 (住宅セーフティネット法第59条第2号) R7.10.1施行			支援業務の人材確保・質の向上 (住宅セーフティネット法 第59条第5号) R7.10.1施行
	支援業務区域	支援対象者	具体的内容	
名称：一般社団法人家財整理相談窓口 人員：2名 住所：東京都中野区中野2-24-11住友不動産中野駅前ビル19階 受付時間：平日9:00～18:00 連絡先：フリーダイヤル0120-166-077 電話：03-5287-4387 E-mail：info@kazaiseiri-soudan.org	北海道（札幌市、江別市、本別町） 福島県内全域 栃木県内全域 埼玉県内全域 千葉県内全域 群馬県内全域 東京都内全域 神奈川県内全域 愛知県内全域 大阪府内全域 兵庫県内全域 岡山県内全域 福岡県内全域 沖縄県内全域	低額所得者、被災者（被災から3年以内）、大規模災害被災者、高齢者、子育て者、外国人、LGBT等	■住宅セーフティネット法第62条第一号～第四号業務については実施しない。 ■賃借人である住宅確保要配慮者からの委託に基づき、当該住宅確保要配慮者が死亡した場合における当該住宅確保要配慮者が締結した賃貸借契約の解除並びに当該住宅確保要配慮者が居住していた住宅及びその敷地内に存する動産の保管、処分その他の処理（法第62条第五号業務） 国土交通省令第30条第2号に掲げる事項を記載した残置物処理等業務規程を定めて実施する。 ■前各号に掲げる業務に附帯する業務（法第62条第六号業務） 住宅確保要配慮者もしくはその支援者等からの家財整理（残置物処理、遺品整理、生前整理、特殊清掃、空き家整理）に関する問い合わせに対応し、専門知識に基づいた適切な情報提供を行うと共に、要請に応じて加盟会員による無料見積りの手配を行う。	< 構成員 > 北海道居住支援協議会 福島県居住支援協議会 埼玉県居住支援協議会 東京都居住支援協議会 神奈川県居住支援協議会 横浜市居住支援協議会 愛知県居住支援協議会 大阪府居住支援協議会 福岡県居住支援協議会